



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第45号

令和3年6月11日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

告　示

- 754 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
 755 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
 756 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
 757 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
 758 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届（福祉保健総務課）
 759 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
 760 保安林の指定予定（治山課）
 761 保安林の指定予定（治山課）
 762 保安林の指定予定（治山課）
 763 土地改良事業の工事完了届（農地計画課）
 764 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
 765 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
 766 建設業法による許可の取消し（監理課）
 767 公共測量の実施通知（監理課）
 768 公共測量の実施通知（監理課）
 769 道路の区域変更（道路管理課）
 770 道路の供用開始（道路管理課）
 771 道路の区域変更（道路管理課）
 772 道路の供用開始（道路管理課）
 773 道路の区域変更（道路管理課）
 774 道路の供用開始（道路管理課）
 775 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
 776 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
 777 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
 778 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
 779 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公　告

特定調達契約の落札者等（ＩＣＴ推進課）

病院局公告

特定調達契約の契約者等（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

35 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）

雑　報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）
 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）
 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告示

◎新潟県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団西脇耳鼻咽喉科医院	長岡市蓮潟4-2-22	令和3年4月1日
長岡こころの発達クリニック	長岡市旭岡1丁目29番地3	令和3年5月1日
喜多町薬局	長岡市喜多町1146-1	令和3年5月1日
三折堂いがらし医院	上越市三和区錦288番地	令和3年5月1日
医療法人社団 上越北陸アイクリニック	上越市大字今泉1310-4	令和3年5月1日
桜本町薬局	上越市本町3丁目1-8	令和3年4月1日
訪問看護ステーションみのり	上越市春日山町1丁目5番5号	令和3年4月1日
富永草野病院	三条市興野二丁目2番25号	令和3年5月1日
富永草野クリニック	三条市興野二丁目11-28	令和3年5月1日
県央医師会応急診療所	三条市興野一丁目13番67号	令和3年4月1日
おうぎまち薬局	柏崎市扇町1番78-7号	令和3年5月1日
石川薬局	柏崎市東本町2丁目7-37	令和3年4月1日
新発田ひかり調剤薬局	新発田市舟入町1-2-38	令和3年5月22日
小池内科消化器科クリニック	加茂市仲町1-37	令和3年4月17日
仲町調剤薬局	加茂市仲町1-35	令和3年4月17日
小林薬局	加茂市本町3-14	令和3年4月1日
十日町市休日一次救急診療センター	十日町市高田町3丁目南442番地	令和2年4月1日
駅西調剤薬局	十日町市稻荷町3丁目南7番地26	令和3年4月6日

共栄堂薬局みつけ店	見附市学校町2丁目15番23号	令和3年4月1日
AIN薬局 村上店	村上市緑町5丁目8-1-2	令和3年4月5日
青山医院	燕市榎木1470	令和3年4月1日
医療法人社団 デンタルクリニックツチヤ	燕市吉田3751	令和3年4月1日
南魚沼市立城内診療所	南魚沼市泉甲154番地1	令和3年4月1日
うらさ耳鼻科クリニック	南魚沼市浦佐1534番地3	令和3年5月1日

◎新潟県告示第755号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
訪問看護ステーションココロ上越高田駅前	上越市本町6丁目1-19	所在地	上越市本町6丁目1-20	上越市本町6丁目1-19	令和3年5月10日

◎新潟県告示第756号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	廃止年月日
樋口醫院	長岡市栄町2-7-22	令和3年3月31日
つちや耳鼻咽喉科	上越市下源入585番1	令和3年4月30日
医療法人社団 田中医院	三条市元町1番45号	令和3年3月31日
やまだ薬局	三条市東光寺2626番地1	令和3年3月31日
うえはら眼科医院	柏崎市扇町2番3号	令和3年4月30日
清野医院	燕市地蔵堂本町3丁目4番6号	令和3年5月31日
渡辺歯科医院	阿賀野市岡山町7-10	令和3年3月31日

笛神歯科診療所	阿賀野市山崎堅田18-4	令和3年3月31日
---------	--------------	-----------

◎新潟県告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

氏名	名称	所在地	指定年月日
笠原 啓一（柔道整復）	くびき接骨院	上越市頸城区下吉1643	令和3年5月6日

◎新潟県告示第758号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

氏名	名称	所在地	廃止年月日
高田 ユウ子（柔道整復）	赤海整骨院	五泉市赤海1-7-31	令和3年2月19日

◎新潟県告示第759号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、小千谷市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
7月14日（水）	午前10時から正午まで	小千谷市全域
7月15日（木） 7月16日（金） 7月19日（月） 7月20日（火） 7月21日（水）	午後1時から3時30分まで	
7月26日から令和4年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所
		上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第760号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区上岡字印内越1418、1421の1、1421の2、1422の1から1422の3まで、1423、1423の子、1424の1、1424の2、1425、1428、1430、1432から1434まで、1439から1441まで、1443から1448まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区菖蒲字追倉2066の5、2069の2、2072の3から2072の5まで、2073の2から2073の7まで、2074の1、2080の1、2080の5、2151、2152の1、2152の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第762号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区釜淵字朴ノ木平109、110、字東蟹沢126、127、130から136まで、字坪野137、顕聖寺字馬道444から449まで、450の1、450の甲、450の戊、字大山484から486まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第763号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和3年6月11日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
五泉市 早出川土地改良区 理事長 皆川 俊和	天神浦地区	区画整理事業	令和2年2月21日

◎新潟県告示第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
津南	農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業	中魚沼郡津南町	令和2年9月11日

◎新潟県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
当間	区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業	十日町市	令和2年11月5日

◎新潟県告示第766号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和3年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 令和3年3月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社イシヅカ

石塚 良一

3 主たる営業所の所在地

魚沼市大字並柳1724

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-28）第7507号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社日本海電通
村田 直樹
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市大字田屋164
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第26238号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年3月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社柳田外装
柳田 孝弘
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市上須頃852-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－29）第44172号
 - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年3月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年4月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟施設
阿部 久次郎
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市喜多町1171-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－28）第6674号
 - 5 処分の内容 土木工事業、電気工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年5月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山田土建
山田 正司
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市高屋敷53-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第40067号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の
-

取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年4月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年5月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

泉左官工業

上村 一弘

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市藤原424-53

4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第43613号

5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年5月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

星野さく泉

星野 義直

3 主たる営業所の所在地

魚沼市根小屋691

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第44987号

5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年4月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

中越環境開発株式会社

酒井 栄一

3 主たる営業所の所在地

長岡市喜多町1078-1

4 許可番号 新潟県知事許可（特-29）第17079号

5 処分の内容 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年4月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社丸繁建設

古俣 佑太郎

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区中権寺2800
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（特－29）第41876号
 - 5 処分の内容 解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年4月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社曙建設
田尻 正敏
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市千場2-17-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－29）第6340号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年4月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
五十嵐建築
五十嵐 国弘
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区藤山1-8-35
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第13977号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年4月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
片桐電気商会
片桐 伍郎
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市帯織3401-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－28）第44965号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年3月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年4月7日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高鳥組
高鳥 瞳
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字能生2723-7
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-28）第11005号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、さく井工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和3年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年3月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社齋藤工業
齋藤 勝義
- 3 主たる営業所の所在地
佐渡市新穂瓜生屋108-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第11957号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和3年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年4月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
貝沼建築
貝沼 誠
- 3 主たる営業所の所在地
村上市十川1339
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第45481号
- 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和3年3月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年4月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
巧越工業
石井 準
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市川尻16
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第45840号
- 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和3年3月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第767号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年4月28日から令和3年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟県新発田市中田町三丁目地内

◎新潟県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年4月28日から令和3年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟県新発田市中田町三丁目から緑町二丁目地先

◎新潟県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
胎内市新館字楯ノ南698番から 同市築地字道端4636番まで	新	10.2～48.6メートル	995.4メートル
	旧	6.5～19.0メートル	1,003.4メートル

◎新潟県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 中条紫雲寺線
- 2 供用開始の区間
胎内市新館字楯ノ南698番から同市築地字道端4636番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月11日

◎新潟県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 252号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市中島新田字島ノ下168番1から 同市今泉字島田1350番4まで	新	11.7~31.5メートル	629.2メートル
	旧	10.0~22.5メートル	630.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道290号、一般国道291号、一般国道352号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 290号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市今泉字島田1350番4から 同市中島新田字島ノ下168番1まで	新	11.7~31.5メートル	629.2メートル
	旧	10.0~22.5メートル	630.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道252号、一般国道291号、一般国道352号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 291号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市中島新田字島ノ下168番1から 同市今泉字島田1350番4まで	新	11.7~31.5メートル	629.2メートル
	旧	10.0~22.5メートル	630.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道252号、一般国道290号、一般国道352号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 352号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長

魚沼市今泉字島田1350番4から 同市中島新田字島ノ下168番1まで	新	11.7~31.5メートル	629.2メートル
	旧	10.0~22.5メートル	630.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道252号、一般国道290号、一般国道291号と重用

◎新潟県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 一般国道 252号

2 供用開始の区間

魚沼市中島新田字島ノ下168番1から同市今泉字島田1350番4まで

3 供用開始の期日 令和3年6月11日

◎新潟県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 佐渡一周線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市蓮場39番1から 同市蓮場121番2まで	新	21.0~66.8メートル	360.7メートル
	旧	4.3~49.6メートル	362.3メートル

◎新潟県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 県道 佐渡一周線

2 供用開始の区間

佐渡市蓮場39番1から同市蓮場121番2まで

3 供用開始の期日 令和3年6月11日

◎新潟県告示第775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年11月6日新潟県告示第1391号）を次のとおり解除する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年11月6日新潟県告示第1392号）の指定を解除する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第777号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第778号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花角英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
--------	----------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第779号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年6月11日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和3年6月2日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市緑町4284番1、4285番1	6.00	52.22

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達件名及び数量

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その40）の借上げ

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県知事政策局ICT推進課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借入

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

令和3年5月26日（水）

6 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

新潟県新潟市中央区万代三丁目1番1号

7 落札価格

28,795,800円

8 入札公告日

令和3年4月16日（金）

9 落札方式

最低価格

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規定第17号）第15条の規程により、次のとおり公告する。

令和3年6月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 調達件名及び数量
病院総合情報システム維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県立十日町病院経営課
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
- 3 契約日
令和3年4月1日
- 4 契約者の氏名及び住所
株式会社B S N アイネット
新潟県新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 5 契約金額
42,022,200円
- 6 契約方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

選挙管理委員会告示**◎新潟県選挙管理委員会告示第35号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年6月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
37,713
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
335,701
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,688
新潟市東区	38,394
新潟市中央区	49,596
新潟市江南区	19,153
新潟市秋葉区	21,603
新潟市南区	12,552
新潟市西区	43,932
新潟市西蒲区	16,035

長岡市三島郡	76,355
上越市	53,326
三条市	27,225
柏崎市刈羽郡	24,588
新発田市北蒲原郡	31,069
小千谷市	9,838
加茂市南蒲原郡	10,984
十日町市中魚沼郡	17,353
見附市	11,360
村上市岩船郡	18,577
燕市西蒲原郡	24,609
糸魚川市	11,929
妙高市	8,962
五泉市東蒲原郡	17,167
阿賀野市	11,831
佐渡市	15,404
魚沼市	10,096
南魚沼市南魚沼郡	17,758
胎内市	8,160

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年6月11日

新潟県監査委員 八木浩幸
 新潟県監査委員 青柳正司
 新潟県監査委員 片野猛
 新潟県監査委員 岡俊幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	令和3年3月17日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同上

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
佐渡トキ保護センター	令和3年3月24日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで	同上

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消防学校	令和3年3月24日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで	同上
放射線監視センター	令和3年2月24日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	適正と認めた。

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中央福祉相談センター	令和3年3月5日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(指摘事項) 1 障害福祉費負担金収入（児童福祉施設）について、令和2年12月31日現在、過年度調定分64件1,445,100円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
新発田食肉衛生検査センター	令和3年3月29日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	2 児童家庭費負担金収入（児童福祉施設）について、令和2年12月31日現在、過年度調定分180件2,313,240円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
				適正と認めた。
				同上

はまぐみ小児療育センター	令和3年3月26日	令和元年度 令和2年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで 令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
--------------	-----------	----------------	---	---

(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
工業技術総合研究所	令和3年3月18日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約・支出情報の公表に関する事項
工業技術総合研究所下越技術支援センター	令和3年3月18日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所県央技術支援センター	令和3年3月17日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
三条テクノスクール	令和3年5月10日	令和元年度	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所畜産研究センター	令和2年12月17日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	(指摘事項) 公用車において、自動車検査証の有効期間及び自動車損害賠償責任保険の保険期間が満了した後に運行していたものがあった。 公用車の適正な管理に留意し、再発防止の徹底に努められたい。

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和3年2月25日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(指摘事項) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請用の診断書の写しを誤って別の者に送付したものがあった。また、精神障害者保健福祉手帳の判定用の診断書を紛失しているものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

(注意事項)
歳入の収納に関する事項

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年3月5日	令和元年度	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
健康福祉部	令和3年3月12日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(指摘事項) ゴム印の購入について、令和2年度予算から支出予定であったにも関わらず、前年度に発注していたものがあった。 地方自治法に基づく適正な事務処理を行われた い。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年4月27日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
健康福祉部	令和3年4月27日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年4月28日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項
県税部	令和3年4月28日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
健康福祉環境部	令和3年3月1日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金（生活保護法第78条）について、令和2年12月31日現在、過年度調定分117件6,400,887円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
生涯学習推進センター	令和3年3月30日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
万代島美術館	令和3年3月29日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
文書館	令和3年3月22日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
三条高等学校	令和3年3月19日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
三条東高等学校	令和3年3月25日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(指摘事項) 1 学校徴収金（2学年積立金）の一部について、出納責任者が管理していない職員室の担当教員の机の中に、現金として、約2か月間保管されていたものがあった。 新潟県立学校徴収金会計取扱要綱に基づいた事務手続を行わせたい。
小千谷高等学校	令和3年3月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
国際情報高等学校	令和3年2月12日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
十日町高等学校	令和3年3月17日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

松代高等学校	令和3年3月17日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 団体徴収金（エアコン会計）について、決算及び監査を行っていないかった。 前回監査において、同様の不備があり、注意したにもかかわらず、今回も改善されていなかった。 新潟県立学校徴収金会計取扱要綱に基づいた事務手続を行われたい。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
上越総合技術高等学校	令和3年1月19日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
高田商業高等学校	令和3年3月16日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
柏崎翔洋中等教育学校	令和3年2月24日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(指摘事項) 定期考查の未返却答案1名分について、教科担当が自宅に持ち帰り紛失したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
佐渡中等教育学校	令和3年3月31日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
新潟盲学校	令和3年4月8日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 生徒の個人情報について、学校の規程に違反してUSBメモリに保存した上、校外に持ち出し、一時的に紛失したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
村上特別支援学校	令和3年4月19日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
駒林特別支援学校	令和3年3月16日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
はまなす特別支援学校	令和3年3月29日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項

はまぐみ特別支援学校	令和3年4月26日	令和元年度	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
吉田特別支援学校	令和3年3月5日	令和元年度	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟東警察署	令和3年3月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
江南警察署	令和3年3月24日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 業務管理に関する事項
新潟北警察署	令和3年3月19日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故で相手方に 486,199円の損害賠償をしたほか、公用車の修理 費等として659,403円支出したものがあった。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の 安全運転の徹底に努められたい。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。
南魚沼警察署	令和3年4月19日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項
柏崎警察署	令和3年3月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手續に関する事項 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
佐渡警察署	令和3年4月28日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項

雑報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、医療用ベッドの調達及び廃棄業務につい

て、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年6月11日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

ア 医療用ベッド（パラマウントベッド株式会社） 1式の調達

イ 既存の電動ベッドの廃棄

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年9月30日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

令和3年6月11日（金）から令和3年6月22日（火）まで（ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで。

(2) 交付場所

新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和3年7月2日（金） 午前10時00分

(2) 場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学 1階 第1会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の営業種目「医療機器」に登載されている者であること。

(6) 新潟県内に法人の本社または営業所がある者であること。

(7) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(8) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有するこについて、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和3年6月25日(金) 午後5時まで

イ 提出場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学総務課庶務係

ウ 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送とする。(郵送の場合は、書留に限る。)

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して令和3年6月30日(水)午後5時までにそれぞれ(1)イに掲げる場所において書面で通知する。(郵送を希望する場合は、申請時に申し出ること。)

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間ににおいて、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければいけない。

7 入札手続等

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 入札書に記載する金額は、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行いうるものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提示した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) その他
ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
イ 契約の停止等
本契約に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
ウ その他詳細は、入札説明書による。
エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）
オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び物品売買契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学高速モノクロ印刷機（インクジェット方式）賃貸借および保守一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年6月11日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量
高速モノクロ印刷機（インクジェット方式）賃貸借および保守一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借及び保守の契約期間
令和3年8月1日から令和10年7月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

- (1) 交付期間
令和3年6月11日（金）から令和3年6月22日（火）まで（ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで。
- (2) 交付場所
新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年7月2日（金） 午後1時30分
- (2) 場所
新潟県上越市新南町240番地
新潟県立看護大学 1階 第1会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

- 本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の営業種目「文具・事務機器」に登載されている者であること。
- (6) 本件公告による賃貸借物品等に係る保守、修理その他のアフターサービスを新潟県立看護大学の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。
- (7) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (8) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和3年6月25日（金）午後5時まで

イ 提出場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学総務課庶務係

ウ 提出方法

本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送とする。（郵送の場合は、書留に限る。）

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して令和3年6月30日（水）午後5時までにそれぞれ(1)イに掲げる場所において書面で通知する。（郵送を希望する場合は、申請時に申し出ること。）

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間ににおいて、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければいけない。

7 入札手続等

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 入札書に記載する金額は、1か月当たりの契約希望金額（上記1に掲げる高速モノクロ印刷機（インクジェット方式）の賃貸借及び保守一式の1か月当たりの賃借料をいう。）及び当該1か月当たりの契約希望金額に84を乗じて得た額（以下「賃貸借期間相当額」という。）を併記するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された賃貸借期間相当額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提示した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本契約に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び物品売買契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、産婦人科検診台の調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年6月11日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

産婦人科検診台（タカラベルモント株式会社） 1式の調達

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年9月30日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

令和3年6月11日（金）から令和3年6月22日（火）まで（ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで。

(2) 交付場所

新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和3年7月2日（金）午前10時15分

(2) 場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学 1階 第1会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の営業種目「医療機器」に登載されている者であること。

(6) 新潟県内に法人の本社または営業所がある者であること。

(7) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(8) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和3年6月25日（金）午後5時まで

イ 提出場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学総務課庶務係

ウ 提出方法

本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送とする。（郵送の場合は、書留に限る。）

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して令和3年6月30日（水）午後5時までにそれぞれ(1)イに掲げる場所において書面で通知する。（郵送を希望する場合は、申請時に申し出ること。）

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの

間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければいけない。

7 入札手続等

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 入札書に記載する金額は、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行いうるものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本契約に關し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び物品売買契約の内容に関しては、契約事

務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。